

令和 元年 6 月 12 日現在

機関番号：32641

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2016～2018

課題番号：15KK0056

研究課題名（和文）国際紛争の処理における住民移動と財産の所有権移転：20世紀ヨーロッパの事例から
（国際共同研究強化）研究課題名（英文）Population Transfers and Confiscation of Property in the Settlement of
International Disputes: Cases in Twentieth-Century Europe(Fostering Joint
International Research)

研究代表者

川喜田 敦子 (Kawakita, Atsuko)

中央大学・文学部・教授

研究者番号：80396837

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 6,700,000円

渡航期間： 11ヶ月

研究成果の概要（和文）：第二次世界大戦後のヨーロッパにおけるドイツ系住民の強制移住は、ドイツの戦争賠償とも深く関わる問題だった。本研究では、ドイツ在外財産の処理を含む戦争賠償の枠組みと、ドイツ系住民の強制移住をめぐるディスコースが冷戦の顕在化にともなってどのように変容していったのかを検証することを通じて、強制移住による民族秩序再編に始まり冷戦秩序の確立にいたるまでの第二次世界大戦後の地域秩序再編を新たな視角からとらえることを試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第二次世界大戦終結後、国境変更と大規模な住民移動を通じた民族秩序再編がヨーロッパと東アジアで同時に進行した。戦後処理のなかで行われたこの民族秩序再編は、ソ連勢力圏をはさんでユーラシア大陸の両端における冷戦の最前線で生じた地域秩序の再編としてとらえたときに、その世界史的な意味とスケールが明らかになる。本研究は、アジアとの比較・連関を念頭にヨーロッパの事例を検討することで、戦後処理と戦後秩序形成をめぐる将来的な欧亜間比較に向けた基礎を築いた。

研究成果の概要（英文）：The forced migration of Germans from Eastern Europe after World War II is closely related to the German war reparations. This research project explores how the concept of the West and East German war reparations, including disposition of German external assets, as well as the discourse of the forced migration have transformed in the course of the Cold War. Through the exploration, this study tries to understand the construction process of the European post-World War II orders that began with the ethnic upheaval caused by the population transfers and ended up in the establishment of the Cold War order in the mid-1950s.

研究分野：ドイツ現代史

キーワード：戦後処理 戦争賠償 住民移動 第二次世界大戦 冷戦 ヨーロッパ ドイツ

1. 研究開始当初の背景

R. Brubaker は、国家成員（国籍保持者）を規定するための概念と原則は、中欧では 19 世紀にドイツ連邦の諸国家間で結ばれた貧民追放に関する協定のなかで定まると述べている。その意味でヨーロッパにおける国民国家の成立と国家による「不要者」の追放のあいだには歴史的に密接な関係がある。

20 世紀には、国際紛争の結果として領土変更が生じた際に、しばしば新領土から旧統治国の国家成員が国外に強制移住させられるようになった。その際、移住した所有者が現地に残した財産は、当該の土地を新たに手にした国家にとって社会再編のリソースとなった。研究代表者は、科学研究費補助金（若手 B：24720340）「国際紛争の処理における住民移動と財産の所有権移転」において、こうした歴史的経緯を踏まえて、20 世紀ヨーロッパの国際紛争・民族対立の処理に注目し、個人の居住権・財産権への国家の干渉と国民国家形成の関係について検討した。本研究は、その成果を踏まえた上で、研究のさらなる発展を企図して開始されたものである。

20 世紀ヨーロッパの住民移動について複数の事例（ナチ・ドイツのユダヤ人追放、オスマントルコのアルメニア人追放ほか）を検討するなかで明らかになったこととしては、以下の四点が挙げられる。

- (i) 国家が特定の社会集団を追放する動機は、言説上は国民国家形成に求められることが多いが、そこには経済的な関心も存在する。
- (ii) 移住にあたっては、個人による収奪だけでなく、地方行政や国家が関与する組織的略奪が行われることがある。
- (iii) なかでも、移住者の財産の所有権移転を当事国のみならず複数国の合意の下に大規模に行なったのが第二次大戦の戦争賠償へのドイツ在外財産の組み入れだった。
- (iv) 他方、国際人道法の発展とともに、20 世紀後半には、強制移住と財産移転を個人に対する国家の暴力として違法化する動きも進んだ

以上の考察を踏まえて、本研究では、強制移住・財産移転の組織化と違法化という二つの相反する流れが交差する時期にあたる、第二次世界大戦終結時の事例に注目するにいたった。

2. 研究の目的

第二次世界大戦後の戦後処理のなかで、ドイツ系住民の東欧からの強制移住が実行された。この住民移動が構想されるにあたっては、ブルガリア＝トルコ間、ギリシア＝トルコ間で行われたような 20 世紀前半のヨーロッパにおける住民交換の事例が前史として大きな意味をもった（縦の連関）。同時に、第二次世界大戦終結後のヨーロッパでは、第一次世界大戦後に引き続き、大規模な国境変動が再び生じるなかで、複数の住民移動が同時的に実行されたという事実にも着目する必要がある（横の連関）。そのなかで、ドイツ系住民の強制移住は、戦後ヨーロッパの民族秩序再編の基盤として構想され、東欧各地で 1500 万人以上が対象となった。

彼らが現地に残したドイツ在外財産は戦争賠償に充当された。ここには、賠償財源の安定的確保とならび、ドイツの対外的な経済的影響力を減殺する意図があった。国民国家の創出による地域の安定と、ドイツの抑え込みを意図したこの措置は、一方で戦後秩序の基盤となり、他方で、冷戦の顕在化とともに、国際関係の変容に規定されて一部は転換がはかられた。

この状況に鑑みて、本研究は、(i) 大戦後の住民移動と財産移転を 20 世紀ヨーロッパ史の縦と横の連関の中に位置づけた上で、(ii) 戦後処理から冷戦秩序の確立にいたる地域秩序再編のなかにおける変容の様相をあわせて確認し、(iii) 20 世紀ヨーロッパにおける国家的暴力と被害者救済を国民国家形成のみならず国際秩序形成との関連においても検討することを試みたものである。

3. 研究の方法

上述の研究の目的に鑑みて、本研究は、具体的には、以下の三点（A～C）を重点的な検討の対象とした。

A 住民移動の構想と執行

第二次世界大戦終結後のヨーロッパ規模での住民移動の位置する縦の連関と横の連関を明らかにすることを試みた。縦の連関については、強制移住の構想段階における連合側との議論を明らかにするために、*Foreign Relations of the United States; Post World War II Foreign Policy Planning. State Department Records of Harley A. Notter, 1939-1945* 等の米国の外交文書を利用した。また、横の連関について考える上では、第二次世界大戦終結後の住民移動は対象・地域ともに多岐にわたり、すべての事例について実証的なアプローチをとることはできないため、D. Bingen et al. (Hrsg.), *Vertreibungen europäisch erinnern?* (Harrassowitz Verlag 2003)、D. Brandes et al. (Hrsg.), *Erzwungene Trennung*

(Klartext 1999)、J. Kochanowski / M. Sach (Hrsg.), *Die „Volksdeutschen“ in Polen, Frankreich, Ungarn und der Tschechoslowakei* (Fibre Verlag 2006) など、1990 年代末から 2000 年代以降に出された多くの地域・事例に目配りした比較実証研究の成果を積極的に摂取するように努めた。

B 東西の戦後処理の変容 継続と転換

第二次世界大戦後には、国境変動と住民移動を通じた民族秩序再編によって実現した同質性の高い主権国家とその経済圏を基盤としつつも、秩序形成の第二段階として、大戦中の戦後処理構想とは異なる政治的、経済的、安全保障上の利害共有が模索された。戦後処理の枠組転換は、西側陣営における西ドイツを取り巻く変化としてのみならず、東側陣営における東ドイツを取り巻く変化としても確認できる。東西ドイツに対する戦後処理構想の継続と転換については、H. G. Hockerts et al. (Hrsg.), *Grenzen der Wiedergutmachung* (Wallstein Verlag 2006)、*Militärgeschichtliches Forschungsamt* (Hrsg.), *Anfänge westdeutscher Sicherheitspolitik 1945-1956*, 4 Bde (Oldenbourg 1982-1997)などの先行研究を踏まえつつ、ドイツ連邦文書館、ドイツ外務省政治文書館等の文書館史料を検討した。そのなかで、当初の戦後構想における住民移動の対象者と彼らの財産問題の扱いが、戦後処理の枠組転換のなかでどのように継続 / 転換するのかをとくに検討した。

C 冷戦下における人の移動をめぐるディスコースの変容

冷戦下の東西ドイツでは、「友好」「平和」「人権」「郷土」等の概念の意味内容の変化と、それらの概念に与えられた市民的・普遍的価値が、ナチ時代の「過去の克服」の進展とも密接に関連しながら、新たな国内・国際秩序の安定を支え、強制移住の被害者集団とその被害をクローズアップもしくはタブー化する言説につながった。その変化について概念的に検討した。また、国際的には、冷戦の顕在化とともに、人の移動を促す論理は、国民国家形成を目指す民族的な住民移動の論理から、東西陣営内の移動、東西陣営間をまたぐ移動の双方について、政治的イデオロギーによって正当化される冷戦の論理へと変化していった。その変化の様相についても検討し、冷戦下における過去と現在の人の移動をめぐるディスコースの変化を分析することを試みた。

4. 研究成果

住民移動の歴史的文脈 縦と横の連関

第二次世界大戦後の住民移動の歴史的文脈について、ドイツ語話者の東欧への移住と民族的マイノリティとしての歴史、ブルガリア＝トルコ間、ギリシア＝トルコ間の住民交換に代表されるような、20 世紀ヨーロッパにおける国際協定に基づく住民交換の広がり、

第二次世界大戦後のドイツ人およびドイツ系住民の強制移住の直接の前史となるナチ時代の民族移住政策、第二次世界大戦中の連合国の戦後構想、第二次世界大戦後の住民移動の実態等の角度から検証した。

そのなかで、ドイツ系住民の強制移住をめぐる連合国側の構想について、民族問題を解決する手段として住民交換・住民移動が肯定的に評価されていたこと、ギリシア＝トルコ間の住民交換がモデル、ナチ体制下の民族移住政策（とくに他民族の追放政策）が反モデルとして機能したこと、強制性をもたない自由意志による住民移動、暴力の抑制と移住の人的実施、協定に基づく相互的な住民交換といった理想が掲げられつつも、とくに初期段階では、その理想が必ずしも実現されなかったことを明らかにした。

戦後処理構想の変容とドイツ在外財産の位置づけ

第二次世界大戦の戦後処理にともなって強制的に移住させられた人々の私有財産は、敗戦国が負うべき経済負担の一環として一部は戦争賠償に組み入れられ、再建される東欧諸国家の社会再編のためのリソースに充てられることもあれば、旧交戦国内の被害者補償に充てられることもあった。その意味で、領土変更、住民の強制移住、財産の接収は、相互に密接に関わりつつ第二次世界大戦後の戦後処理の総体を形成していたといえる。

しかし、冷戦が顕在化するなかで、連合国の戦後構想は 1950 年代前半に早くも大きく転換することになった。西側では 1950 年代初頭に、設備賠償に代えて基幹物資の共同管理が導入され、賠償に対する対外債務返済の優先が合意され、占領経費は NATO 軍駐留費に転換され、被害者救済の枠組も二国間協定による補償へと転換した。他方、東側では、設備賠償として接収された企業が順次返還され、53 年夏に戦争賠償も放棄された。これと同時に開始された第三世界の社会主義諸国に対する東ドイツの支援は、東側の賠償停止が西側同様、地域秩序形成と連動した賠償枠組の転換であったことをうかがわせる。1950 年代初頭のこの転換により、敗戦国ドイツの懲罰的負担は、東西陣営における西側国家もしくは東側国家の一員としての積極的貢献に切り替わり、冷戦下の地域秩序が確立した。

ただし、西側においては、戦争賠償の支払が猶予されたとはいえ、接収したドイツ在外財産の処分は猶予の対象から外され、西ドイツは、賠償目的で接収された私有財産の以前の

所有者に対して補償を行うことを義務づけられた。これは、戦争賠償の支払が猶予された後も、戦争賠償の一部が実質的には継続したことを意味する。また、賠償猶予と同時に開始された基幹資源の共同管理(欧州統合の基礎)は軍需物資の生産制限と設備賠償の変形であり、NATO 駐留費は占領経費と強い連続性がある。すなわち、この新しい地域秩序を支えるべく西ドイツに求められた各種の貢献には、戦争賠償を規定していた連合国側の意図の継続・変形が同時に確認できる。

冷戦下の人の移動の変質とディスコースの変容

ナチ・ドイツの占領下で行われた強制移住は、第二次世界大戦後、ニュルンベルク裁判では戦争犯罪もしくは人道に対する罪と判断された。また、1949年のジュネーヴ条約第四条約(戦時における民間人の保護)で、個人または集団を占領地域から強制移送すること、追放することは理由を問わず禁止された。第二次世界大戦終結直後の東欧の事例、インド・パキスタン分離独立時の住民移動による大混乱を経て、住民移動による民族問題の解決という考え方そのものへの疑念も徐々に強まっていった。

さらに、冷戦下の政治情勢のなかで、民族問題を解決するために住民移動が行われることは減少し、代わって、社会主義建設期の東欧から西欧への人口流出のように、東西陣営間の境界を越えた移動が、政治的にはより重要な意味を与えられるようになった。西ドイツでは、冷戦下の諸条件に規定され、東欧からのドイツ系住民の強制移住について、独自のディスコースが生じた。その特徴は、ヨーロッパ全体を俯瞰する視点が失われたこと(横の連関の消失)、ナチ時代の民族移住政策という前史から切り離され、冷戦下の目の前の「敵」である共産主義国に批判の矛先を向ける記述が支配的になったことである(縦の連関の消失)。変更後のドイツ=ポーランド国境が「平和国境」と呼ばれ、東側諸国との友好のために強制移住の歴史がタブー化されていった東ドイツの状況とは対照的だった。

ヨーロッパとアジアの事例の比較検証に向けた展望

本研究は第二次大戦後の戦争賠償とその枠組変容という視点を設定し、強制移住による民族秩序再編に始まり冷戦秩序の確立にいたるまでの第二次大戦後の地域秩序再編を新たな視角からとらえることを試みた。大戦後の秩序再編はヨーロッパのみならず、東アジアでも同時に進行した。両地域における大規模な住民移動、占領、賠償等の戦後処理は、ソ連勢力圏をはさんでユーラシア大陸の両端における冷戦の最前線で生じた地域秩序の再編としてとらえたときに、その世界史的な意味とスケールが明らかになる。本研究では、東アジアの事例に関する実証研究を行うことは目的としなかったが、この全体像を念頭に、戦後処理と戦後秩序形成をめぐる日独間・欧亜間比較が将来的には必要となるとの展望を得た。

5. 主な発表論文等 (研究代表者は下線)

[雑誌論文](計2件)

川喜田敦子 『『わが闘争』とナチズム後のドイツ』『SYNODOS』(国際)(2018年1月30日)
(<https://synodos.jp/international/21037>)(査読無)

川喜田敦子 『ドイツにおける難民の流入と統合 その歴史と現在』『歴史評論』(歴史科学協議会)802号(2017年2月)31 - 42頁。(査読無)

[学会発表](計2件)

Atsuko Kawakita, Nachkriegsbeziehungen zwischen Deutschland und Osteuropa aus japanischer Sicht. Unter besonderer Berücksichtigung der Vertreibung der Deutschen als Problem des Geschichtsbewusstseins, Gemeinsames Kolloquium (Osteuropäische Geschichte & Didaktik der Geschichte) (Justus-Liebig-Universität Gießen, 2018年1月31日)

Atsuko Kawakita, “Bevölkerungsverschiebungen im 20. Jahrhundert in Europa und Asien. Unter besonderer Berücksichtigung der Übergangszeit vom Zweiten Weltkrieg zum Kalten Krieg”, Kolloquium: Neuere und Neueste Geschichte & Zeitgeschichte am Institut für Geschichte (Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg, 2017年12月21日)

[図書](計2件)

川喜田敦子 『東欧からのドイツ人の「追放」 20世紀の住民移動の歴史のなかで』(白水社、2019年3月)全384頁

川喜田敦子 『第二次世界大戦の戦争賠償』歴史科学協議会(編)『知っておきたい歴史の新常識』(勉誠出版、2017年5月)206 - 209頁

6 . 研究組織

研究協力者

〔主たる渡航先の主たる海外共同研究者〕

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

〔その他の研究協力者〕

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。